



佐賀県公報

平成16年
8月6日(金曜日)
第12490号

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一

四 次

如示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退(五1111・長寿社会課) 1

○県有ジームラインBL2用実験装置の製造及び据付け等に係る一般競争入札 1

○農地保有合理化事業規程の変更承認 1

○開発行為に関する工事の完了 1

○平成十六年度採石業務管理者試験の実施 1

○如示

●佐賀県知事第五回十一三郎

介護保険法(平成九年法律第二百一十一条)第二百二十二条の規定による、次のとおり指定介護療養型医療施設からの指定の辞退があつた。

平成十六年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
順天堂病院	杵島郡大町町大字福母七〇七番地	平成一六・七月一日

○公如

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年8月6日

1

- (1) 競争入札に付する事項
県有ビームラインBL2用実験装置の製造及び据付け等 一式

- (2) 調達物件の特質等
入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限
平成17年3月25日

- (4) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地の佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター内において別途指定する場所に設置すること。

- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期

県有ビームラインBL3用シンクロトロン光計測システムの製造及び据付け等

平成16年8月頃

- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成14年3月29日

- 3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当 電話 0952-25-

7129

4 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確實に納入できること認められること。
- (3) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること認められること。
- (4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、この公告に示した物件の提供が可能であると認められること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県（以下「県」という。）所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。
- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局用度管財課用度班 電話0952-25-7194

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間
平成16年8月20日まで

(2) 場所
上記3の部局

8 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類、計算書類及び上記4の(2)から(4)までを証明する書類を、平成16年8月20日16時までに上記3の部局に提出すること。また、上記4の(1)の入札参加資格のない者にあっては入札参加資格認定申請書を、併せて同じ日時までに上記5の(2)の部局に持参して提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記3の部局

(2) 期限

平成16年9月2日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

10 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号南会議室

(2) 期限

平成16年9月3日 10時

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記10の(1)の場所

(2) 日時

平成16年9月3日 10時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項各号に掲げる担保を供することができる。

また、次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することができる。

また、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にあ

る放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

13 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- (4) 上記11の(1)の入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) 1人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格のないもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、競争に關する条件に違反した者

14 落札者の決定の方法

(1) この入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、

その者を落札者としないことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、

入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にあ

15

この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

る協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured: The manufacture of experiment equipment for the Prefectural Beamline 2, 1set

(2) Delivery period: March 25, 2005

(3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA

Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosa-shi, Saga, 841-0005

Japan

(4) Time limit for tender: 17:00 September 2, 2004 by mail or 10:00

September 3, 2004 by direct delivery

(5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan; Tel. +81-952-25-7129

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成16年8月6日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
松浦東部農業協同組合 東松浦郡浜玉町大字浜崎 598番地1	農地売買等事業 (法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。)	農地売買等事業実施における売渡し対象者の年齢要件変更等	平成16年7月28日

唐津市農業協同組合 唐津市栄町2569番地1	"	"	"
伊万里市農業協同組合 伊万里市立花町1290番地1	"	"	"
さが東部農業協同組合 三養基郡中原町大字原古賀 5473番地1	"	"	"

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年8月6日

佐賀県知事 古川 康

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成16年度採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成16年8月6日

佐賀県知事 古川 康

1 試験の日時 平成16年10月8日（金曜日）午前10時から正午まで
2 試験の場所 佐賀市城内一丁目6番5号
佐賀県職員互助会館「大会議室」（当日の駐車場は、民間駐車場を御利用

ください。)

3 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたいた積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 出題形式

(1) 試験は、選択式筆記試験によって行います。

(2) 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題17問（7問の必須問題と、10問から3問を選択して解答する選択問題）とします。

5 受験手続

(1) 受付期間

平成16年8月27日（金曜日）から9月17日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。

9月17日（金曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

(2) 受付場所

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当

(3) 提出書類

受験願書、返信用50円切手及び写真（提出前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(4) 受験手数料

8,000円（佐賀県収入証紙によること。）

(5) 受験願書の配布方法

ア 窓口配布

(ア) 配布期間

平成16年8月20日（金曜日）から9月17日（金曜日）まで

(イ) 配布場所

a 佐賀県県土づくり本部河川砂防課

b 鳥栖土木事務所管理課

c 唐津土木事務所管理課

d 伊万里土木事務所管理課

e 武雄土木事務所総務管理課

f 鹿島土木事務所管理課

イ 郵送配布

(ア) 配布期間

平成16年8月20日（金曜日）から9月10日（金曜日）まで

郵送を希望する方は、120円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封いたします、封筒の表に「採石業務管理者試験願書請求」と朱書きして、下記(イ)まで郵便で請求してください。9月8日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

(イ) 請求先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部河川砂防課

(6) 問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課

電話番号 0952-25-7161

6 合格発表

試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格か不格かの通知を行います。また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。）

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

(1) 開示内容

- (1) 開示内容
科目別得点及び総合得点
- (2) 開示期間
合格発表の日から1か月間
- (3) 開示場所
佐賀県県土づくり本部河川砂防課
佐賀市城内一丁目1番59号